

1. 開催日 令和5年7月26日

2. 出席者 委員長 望月 卓 副委員長 藤川 みゆき  
森 淳委員 奥村 幹郎委員 中土 翔太委員 副田 悦子委員

執行部

市長 生田 邦夫 総務部長 西岡 嘉幸 総務部次長 坂田 晃浩  
総務課長 山元 達俊 市長公室長 森村 政生 財政課 課長補佐 西岡 隆宏

3. 調査内容 旧慣使用権について (参考資料 添付)

主な質疑

湖南省村中名義等財産の処分に関する要綱第4条で、「市長は、前条の申請を受理した場合において、その内容を審査し…」とあるが、審査に際して何かしらの審査委員会を設けるのかとの質疑に対して、委員会を設けることはなく、担当が審査し、決裁ののち進めさせていただいるとの答弁でした。

資料では湖南省の要綱の記載がありますが、他の市町の要綱はどの質疑に対して、大津市、草津市、日野町が同様の要綱を設けており、大津市は市が5%、草津市は慣例として売り払い金の2%を、日野町は売り払い金の1割を事務手数料として徴収しているとの答弁でした。その他の市町は要綱を定めずに対応しているのかとの質疑に対して、今回調べた限りでは、そのようにしているとの答弁でした。

これらを踏まえ、今後、湖南省はこの補償金について検討する考えはあるのかとの質疑に対して、第7条で「処分に要した経費を差し引いた額の10分の9の額の範囲内」と明記されていますので、今後も続けたいとの答弁でした。

旧慣使用権の土地は、基本的に法律の関係で名義が村中扱いであるが、基本的には市の所有ではない点を認めており、他人の土地の売買に、経費を差し引いた上で、さらに手数料10%を市が取るという構図はいかがかと思えます、一度再検討する必要があるのではとの質疑に対して、総務省の斡旋通知に書いてありますが、ポツダム政令によって町内会が保有する財産は、処分しなさいということが第2条第1項で書かれ、その次の第2項では、2ヶ月以内に処分されない土地等については、市町村に帰属するというふうに書かれており、2ヶ月間の猶予期間中に、そこは私たちの土地ですと、手を挙げたなら、それは無条件でお返しした。以前の議論を調べると、そういった経緯を踏まえてか、補償金を支払う必要が無いのではないかという、内部での意見もありました。今後、ご指摘の通り内部で今一度検討させていただきますとの答弁でした。

旧石部町が、他の市町にもありましたように10分の10の支払いをしていた点についての質疑に対して、旧甲西町が1割を事務費としていただいていたことから、この合併直前に、資料第5頁のような覚書を締結されたのかなと推測しますとの答弁でした。

石部財産管理委員会の存在、その共有財産が自治会加入のネックになっているのではとの質疑に対して、関連づけて考えていないとの答弁でした。

石部財産管理委員会の団体としての機能はとの質疑に対して、草刈り等土地の維持管理など委員会としての機能を果たしております。委員会が保有している土地の売買が発生したら、市のほうで処理をして、補償金を同委員会にお支払いするということになっていますとの答弁でした。

以上の主な質疑内容により、旧慣使用権の調査を終了しました。